



## 中国の銀行監督制度について

研究員 安部 健一郎

胡錦濤国家主席－温家宝首相という新指導部体制を築いた中国の全国人民代表大会(全人代、国会)は、開会中、国務院(内閣)の組織改革の一環として、中国銀行業監督管理委員会(China Banking Regulatory Commission, CBRC)の設立を決定した。新組織は、四大国有商業銀行等の人事権を有する中央共産党金融工作委員会と、中国人民銀行(中央銀行)の銀行監督部門を統合する形で設立され、初代委員長は中国銀行行長劉明康氏が就任する。

銀行業監督管理委員会は中国で初めての独立した銀行監督機関である。2001年12月のWTO加盟に伴い金融の対外開放が進むなかで、銀行システムの発展、安定化が要請される。

中国では1978年の改革開放路線以降、徐々に銀行システムが形成された。その一方、銀行監督制度が脆弱であり銀行の信用供与に関する規範がなく、経営不振の続く国有企業に対しての信用供与が継続された。また、80年代後半から90年代半にかけて信託投資公司等のノンバンクが乱立し、不動産関連融資が拡大されるとともに、違法行為が頻繁に行われる等金融秩序の混乱を招いた。

1997年のアジア通貨危機発生は、被害を受けた各国が脆弱な銀行監督制度のもとで性急な金融対外開放を進めたことが一因であったことが認識され、1997年11月の金融工作会議以降再三に渡り、国家首脳や人民銀行総裁の発言のなかで金融監督の重要性が強調されてきた。今回の独立した銀行監督機関設立の決定は、新指導体制のもとでも金融改革の重点を金融監督強化、不良債権処理に置く姿勢を一層強調するものと捉えられる。

従来の銀行監督機関である人民銀行は、同時にマクロ的な金融政策を担っている。金融政策の面では、経済成長を支える内需拡大的・安定的な金融政策を行ってきている一方、金融緩和に対して抑制的な影響を及ぼしかねない銀行監督の強化を同一の機関が行うことは、内部矛盾の可能性を孕んでいるという問題が存在していた。人民銀行から銀行監督機能を分離し、独立性の高い銀行監督専従の機関を設立するという今回の決定は、その問題に対する一つの解決策となり得よう。

一方、効率的な銀行監督運営のためには、公的な規制や当局の監督体制だけではなく、

同時にプレーヤーである銀行自身の内部管理体制といった、民間部門における市場規律の整備が重要である。しかし、長らく政府の規制、指導のもとに置かれていた国有商業銀行を始めとする各銀行は、リスク管理能力が脆弱であると指摘されている。内部管理スタッフの質・量における強化や国有商業銀行の上場等を通じた、健全な経営を担保するような対策が同時に求められる。

### 金融監督制度 改革年表

1978年	改革開放路線
1984年	中国商工銀行設立→中国人民銀行が金融政策の実行、銀行監督といった中央銀行としての機能を担うこととなる。
1992年	証券管理監督委員会設立
1995年	中国人民銀行法
1997年	金融工作会議
1998年	<ul style="list-style-type: none"><li>・国有商業銀行に対する「総量規制」の廃止。ALM管理の導入。</li><li>・人民銀行、債権5分類制公表</li><li>・人民銀行組織改革(銀行監督一司等設立、複数の省を跨る支店の設立)</li><li>・保険管理監督委員会設立</li><li>・国務院「違法金融機関及び違法金融業務活動の取締り法」等、違法金融の取締り強化</li></ul>
1999年	国有商業銀行に監事会設立
2001年	人民銀行、316の国有商業銀行の支店に対し不良債権の実地調査実施。
2002年	<ul style="list-style-type: none"><li>・全ての銀行に対して、債権5分類制適用</li><li>・人民銀行「商業銀行情報公開暫定法」公布</li></ul>
2003年	銀行業監督管理委員会設立の決定

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様自身でご判断下さいませよう、宜しくご申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2003 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934 (代) ファックス：03-3231-5422

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <http://www.iima.or.jp>